

立山町サテライトオフィス視察費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域に密着する新たな産業活動を創出し、地域経済の活性化を図るため、立山町内でのサテライトオフィスの設置の検討を目的とした視察を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外事業者 富山県外に本社及び主たる事業所等を有する者をいう。
- (2) サテライトオフィス 県外事業者が情報通信技術の活用により本社又は主たる事業所から離れた場所に設置する事務所又は支店をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内においてサテライトオフィスの設置を検討する県外事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる事業のいずれかを営む事業者であること。
 - ア 情報通信業
 - イ 学術研究、専門技術サービス業
 - ウ 教育・学習支援業
 - エ その他町長が適当と認める業種
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 立山町暴力団排除条例（平成24年立山町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、交通費、宿泊費及びレンタカー使用料（いずれも2人分を限度とする。）とし、当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が1人につき3万円を超えるときは、1人につき3

万円を限度とする。

(視察の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申込者」という。）は、事前に立山町サテライトオフィス視察申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申込者は、年度ごとに1回まで前項に基づく申込みをすることができるものとする。

3 町長は、第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申込者に視察受入れの可否を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申込者は、視察最終日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、立山町サテライトオフィス視察費補助金実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、立山町サテライトオフィス視察費補助金額確定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 申込者は、前条の規定による通知を受けたときは、立山町サテライトオフィス視察費補助金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期間を定めて当該申込者に対し、その返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相応の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による返還請求は、立山町サテライトオフィス視察費補助金返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

3 返還請求を受けた申込者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町

長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。